

意見1 県立厚木商業高等学校の跡地を複合施設としての利用について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
まちづくり関連	<p>(1) 緑ヶ丘地区自治会連絡協議会</p> <p>■令和6年3月末に閉校予定の県立厚木商業高等学校の跡地を、公民館、児童館、小学校、老人憩の家の複合施設用地として活用してほしい。</p>	<p>■人口の急増した昭和50年代を中心に整備された公共施設が、今後一斉に更新時期を迎えることから、持続可能な行財政運営及び良質な行政サービスを次世代に引き継ぐため、今後の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める個別施設計画を令和3年度中に策定します。</p> <p>小・中学校の建て替えについては、現在地での建て替えを基本とし、更新時期を迎える緑ヶ丘小学校についても、現在地での建て替えを検討しています。その際には、周辺にある老人憩の家、児童館との複合化・集約化を検討いたします。</p> <p>こうしたことから、県立厚木商業高等学校の跡地を公共施設に活用する予定はございませんが、有効な活用方法について、地元の御意見を伺いながら、県への働きかけ等を行ってまいります。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■個別施設計画については、パブリックコメント等の市民参加手続を経て、令和4年2月に策定いたしました。</p> <p>また、令和3年12月の緑ヶ丘地区自治会連絡協議会において、商業高校と県の担当課から説明をさせていただきました。</p> <p>今後についても、地域の皆様に、必要な時に必要な情報を提供されるよう県に働きかけてまいります。</p>	<p>【政策部】 行政経営課</p> <p>【福祉部】 地域包括ケア推進課</p> <p>【こども未来部】 青少年課</p> <p>【教育総務部】 教育総務課、教育施設課</p>

意見2 緑ヶ丘さくら公園の管理について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p>(1) 王子3丁目自治会</p> <p>■緑ヶ丘さくら公園西側の木道階段について、階段が急で、土が窪んで危険なため、撤去するか、安全に歩行できるよう再整備してほしい。</p>	<p>■緑ヶ丘さくら公園については、地域の憩いの場として多くの皆様に御利用いただいています。</p> <p>御指摘の西側の木道階段については、経年による変化はあるものの、バス停の利用者等多くの方に現在も御利用いただいていることから、今後も安全に御利用いただけるよう、階段の窪みの解消や手すりの設置等の安全対策を実施していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■階段のくぼみについては解消、整備済みです。また、手すりについても設置済みです。</p> <p>今後についても、地元自治会や市民センターと調整を図りながら進めていきます。</p>	<p>【都市整備部】 公園緑地課</p>

意見3 都市計画道路の開通予定と歩道整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 緑ヶ丘1丁目自治会</p> <p>■市道緑ヶ丘幹線は、交通量が多く、渋滞をきたしている。また、令和2年4月30日の早朝には、緑ヶ丘1丁目芝公園前の市道緑ヶ丘幹線交差点で、自転車に乗った70代の女性が軽自動車と衝突して亡くなる事故が発生した。</p> <p>①緑ヶ丘地区を通過する都市計画道路厚木環状2号線と近隣に計画されている厚木環状1号線の開通予定をお伺いしたい。</p> <p>②歩行者の安全を確保するため、市道辻戸室線の緑ヶ丘入口交差点から本交差点に至る間で歩道が途切れている箇所の延伸整備を進めていただきたい。</p>	<p>①都市計画道路の整備については、あつぎの道づくり計画に位置付け事業の推進をしていますが、緑ヶ丘地区を通過する都市計画道路厚木環状2号線については、整備手法を検討する路線としての位置付けであり、厚木環状1号線については計画に位置付けされていないことから、両路線とも開通時期は未定となっています。</p> <p>今後については、周辺状況の変化等を鑑みながら、機会をとらえて整備について検討していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>②4月30日の死亡事故発生後、警察や庁内関係機関と現場検証を実施し、再発防止対策について協議した結果、事故発生交差点の横断歩道・一時停止線の補修、センターラインの補修、減速標示の設置、路面のカラー舗装、注意看板の設置、高木の剪定により視界を確保し、安全性を高めることとなりました。既に、一部の横断歩道の補修以外実施済みですが、関係機関等と連携し、交通安全対策に努めていきます。</p> <p>また、歩道の延伸整備については、連続性の確保された安心安全な歩行空間を実現するため、地権者及び関係者と用地協力等について協議し、早期での整備完了に向け事業推進していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■再発防止対策の横断歩道の補修については、警察にて現地再確認後、摩耗が少ない箇所の補修は行わないとの判断となり、中間報告時点で実施済みである対策で完了となります。</p>	<p>【協働安全部】 交通安全課</p> <p>【道路部】 道路整備課</p>